

みやぎの魅力発信拠点（Hinata Base）設置事業業務委託仕様書

1 委託業務名

みやぎの魅力発信拠点（Hinata Base）設置事業業務

2 委託業務の目的

2027 年に開催される国スポ・障スポを機に全国から多くの来県が見込まれることから、本県の新たな発展の可能性を調査・検証するため、本県の強みであるスポーツや焼酎、神楽などのコンテンツを一度に体験できる拠点を設置し、来県者等へのおもてなしを図るとともに、更なる情報発信の工夫を図り、観光誘客の増加など県内経済の活性化につなげることを目的とする。

3 委託期間

契約締結の日から令和 11 年 3 月 31 日まで

4 施設概要

(1) 期間

令和 8 年 9 月から令和 11 年 3 月まで

※施工・準備の期間については県と協議の上決定することとする。

※展示物やグッズ等の撤去日については県と協議の上決定することとする。

(2) 営業時間

午前 10 時から午後 7 時をベースに、大規模イベント等に合わせて営業時間を柔軟に設定することも可能とする。営業時間の変更にあたっては、県と協議のうえ決定する。

休館日 原則なし

(3) 場所

宮崎グリーンスフィア壱番館（KITEN ビル）1F

(4) スペースの規格

155.74 m²（別添「Hinata Base 基本図面」のとおり）

(5) コンセプト

スポーツ・焼酎・神楽など本県の魅力を一度に体験できる拠点を設置

(6) 施設内容

① スポーツに関すること

ア スポーツランドみやぎにゆかりのあるアスリートの記念グッズ等の展示

イ スポーツランドみやぎに関する VR 体験

ウ スポーツランドみやぎの魅力や情報の発信及びイベントの実施

② 神楽に関すること

- ア ユネスコ無形文化遺産提案の好機を活かした神楽衣装の展示
- イ 県内の神楽に関する VR 体験及び神話に関するパネル展示
- ウ イベントエリアにおける神楽の定期公演

③ 焼酎に関すること

- ア ユネスコ無形文化遺産にかかる「伝統的酒造り」の登録の好機を活かした焼酎に関する展示や焼酎イベントの実施
- イ 県内蔵元の焼酎有料試飲コーナーの設置
- ウ 焼酎（物販用）及びおつまみの販売

④ 観光地の紹介に関すること

- ア 「運玉投げ」、「結びこより」等の宮崎の観光体験
- イ 県内観光地の VR 動画体験

⑤ その他

- ①～④以外の本県の PR に繋がる展示やイベントの開催

5 委託業務内容

委託する業務の内容は、それぞれ下記のとおりとする。なお、下記に記載のない事項については、県と十分に協議、調整し、決定すること。

(1) みやざきの魅力発信拠点（Hinata Base）の運営等【1年目～3年目共通】

上記4(6)に記載する施設内容に沿って、来場者が本県の魅力を最大限体験できるように展示や装飾、演出等の運営を行うこととし、展示・運営等に当たっては、以下の事項に留意すること。

① スポーツに関すること

- ア 展示するために県が提供するスポーツランドみやざきゆかりのグッズの効果的な活用と適切な管理を行うこと。
- イ スポーツランドみやざきの魅力を発信する展示や装飾を行うこと。特に、スポーツキャンプ・合宿や大会のシーズン等に企画展示や特別な装飾を行うこと。
- ウ 県の指示により展示品等の保管場所への搬入出を行うこと。

② 神楽に関すること

- ア 県が提供する神楽衣装（展示用として大人用2体、試着用として子ども用2体を想定）の効果的な活用と適切な管理を行うこと。
- イ 初めて神楽や神話に触れる人にも魅力が伝わるような展示や装飾を行うこと。

③ 焼酎に関すること

- ア 県内蔵元の焼酎が常時 10 種類以上（定期的に入替え）セルフで有料試飲ができるコーナー（立ちカウンター又は丸テーブル（飢肥杉を活用したものとすること））を設置するとともに、水及びソーダのサーバーを設置すること。なお、有料試飲については、少量かつ飲み比べができる方式とし、提案に当たっては、効率的かつ円滑なオペレーションについて考慮すること。
- イ 県内の焼酎蔵元や代表銘柄等を効果的に紹介する展示や装飾を行うこと。また、焼酎の歴史や製造工程、飲み方等を紹介する展示の提案を行うとともに、宮崎の本格焼酎の魅力が伝わるような展示等を提案すること。
- ウ 持ち帰り用の焼酎物販（常設販売）及びおつまみの販売（県産品に限る）を行うこと。
- エ 焼酎の有料試飲や物販等に当たっては法令面はじめ衛生管理等にも留意し、必要な許認可を得ること。
- オ 県酒造組合や各焼酎蔵元等の関係機関と連携し、蔵元参加型の定期的な焼酎プロモーション（イベント）を行うこと。
- カ 焼酎（試飲用・販売用）及びおつまみの仕入れに係る費用については委託料に含むこととする。ただし、売上代金（消費税を除く）相当額を委託料から減額する。
- キ 見積書の作成に当たっては、焼酎及びおつまみに係る仕入れ費用として 6,000,000 円（税抜）以上を見込むこと。

④ 観光地の紹介に関すること

- ア 県が提供する「運玉投げ」、「結びこより」、VR 体験動画などの観光体験ツールの効果的な活用と適切な管理を行うこと。
- イ 宮崎観光の魅力が伝わるような展示や装飾を行うこと。

⑤ その他、宮崎県の PR に関すること

- ア スポーツ及び神楽に関するフォトスポット（キャンプ受入時の県産品贈呈式体験、神楽の顔出しパネルなど）としての機能を持たせること。なお、テーマや背景等は定期的に入れ替えること。
- イ 県が提供するコンテンツの VR 体験用機材（VR ゴーグル等）を 2 台以上、動画放映用機材を 1 台以上設置・管理すること。なお、VR 体験用機材等の設置に当たっては、円滑な運用（衛生管理や案内、盗難防止、利用者の安全管理）についても考慮した提案を行うこと。

⑥ 施設利用に関する効果検証業務

- ア アンケートの実施（毎年度実施）
施設来館者を対象としたアンケート調査を実施すること。

イ 行動・意識変容の分析（毎年度実施）

施設の体験によって「本県への再訪意向」「県産品の購入意欲」「コンテンツの理解度」がどう変化したかを分析すること。

ウ 施設の効果検証（3年目に実施）

分析結果に基づき、施設が来館者の意識や行動にどのような影響を与えたかを効果検証すること。

⑦ その他

ア KITEN ビルの1階吹き抜けエリア（KITEN ビル共有スペース）において定期的に実施するイベントの提案を行うこと。特に、国スポ・障スポ大会期間中は、イベント実施回数を多く設定すること。また、神楽については、出演団体への出演交渉、謝金及び旅費の支払を行うとともに、出演団体と連携し、定期公演による本県神楽の発信が効果的なものとなるような提案を行うこと。なお、イベントの実施にあたってはKITEN ビルが提示する利用ガイド、各種ガイドライン等のルールを遵守すること。

イ 受託期間中に宮崎県内で開催される大規模行事等との連携を図ること。

ウ 本施設の取組内容について、適切な時期を捉えてSNS等を活用して発信すること。

エ 施設への誘客を促進するための取り組みを行うこと。

オ 来館者の再訪を促すため、宮崎の季節、観光、物産等の最新情報に基づき、定期的な展示物の更新および館内の模様替え（レイアウト変更、装飾の刷新等）を実施すること。

カ 必要に応じて多言語表記対応等を行うこと。

キ 本施設の運営にあたっては、衛生環境・安全面に関することについて十分留意するとともに、消防署・保健所・税務署等への許可等の申請手続き、必要な保険への加入・支払等、展示・運営に必要な業務を行うこと。

(2) 施設設営・撤去業務等【1年目～3年目共通】

① 施設の設営・撤去、人員の確保、必要な資材・設備・物品等の調達・搬入出・保管・運搬・設置・調整・必要に応じた修理、施設管理及びそれらに付随する業務を行うこと。

③ 施設の設営にあたっては、現入居者からの引き渡し状態からの設営とする。引き渡し状態は、床・壁・天井及び壁等に固定されている什器等がある状態とする。ただし、引き渡し後の現況を優先とする。

④ 屋外広告の設置については関係法令等のほか、KITEN ビルが提示する利用ガイド、各種ガイドライン等のルールを遵守すること。

(3) 管理運営・警備・救護業務【1年目～3年目共通】

来館者及び関係者（スタッフ、本県職員、その他関係者等）の安全確保を図り、来館者の動線の確保、待機列の整理、各種トラブル対応、多言語対応やユニバーサル対応を行うなど、円滑な運営を実現すること。

(4) 施設のオープンに向けた事前準備等【1年目のみ】

① 施設のオープンにあたり開所式（オープニングセレモニー）を実施すること。

② 県が求める項目の整理及び各種書類の作成

県が定める締切までに、以下の項目について整理し、必要な書類を作成すること。

ア 施設に必要な人員、資材、設備、物品等のリスト

イ 必要な人員、資材、設備、物品等の配置計画

ウ 設営に係るスケジュール

エ 消防署、保健所、税務署への許可申請等に必要な事項

オ その他設営、運営及び撤去に関すること

カ 関係者名簿（スタッフ、その他関係者等）

キ 施設運営計画（運営体制、清掃計画、動線等）

ク 施設レイアウト

(5) その他必要な業務【1年目～3年目共通】

① 業務の遂行に関し、事業に必要な能力と経験を有する業務責任者を定め、施設の円滑な運営に要する必要な人員を配置すること。

② 本県からの求めに応じて、本県及び市町村、関係機関と必要な連携を行い、関係者と連絡調整を行うこと。

③ 業務を遂行する上で必要な資料等は、本県が提供するもの以外は受託者において入手すること。

④ 受託者が業務を遂行する上で実施した県との会議及び打合せの議事録を作成し、Wordデータで一週間以内に本県へメールで提出すること。

⑤ 施設運営中の様子や運営状況を写真撮影し、記録をとること。

⑥ 受託者は、毎月の来店客数、売上額等を県に報告すること。

⑦ 受託者は適切な人員を配置するとともに、宮崎のイメージを損なうことがないように、接遇やコンプライアンスの徹底を行うこと。

⑧ 施設の使用に係る、敷金、賃料、共益費、水道光熱費については、県が負担する。

⑨ その他施設の運営に当たって必要な業務は全て実施すること。

7 成果品について

(1) 成果品

施設の運営にあたり下記の成果品を提出すること。

なお、成果品の提出にあたり電子データでメールにて提出することとするが、一つのファイルで10MBを超える場合は、一つのファイルが10MB以下になるよう分割して提出すること。

① 月例報告書（毎月提出）

毎月の来店客数（購入者数だけでなく、可能な限り体験者数等も把握する。）、売上額等を提出することとする。

② 事業報告書（毎年度末提出）

事業報告書は、来場者数・コンテンツをはじめとした実施概要、開館中に実施したイベントの記録（実施内容がわかる写真や動画など）、成果等を含めた内容とすること。

③ 施設の準備、運営等において必要となる一切の書類、資料（毎年度末提出）

④ 施設利用に関する効果検証業務に関する書類一式（最終年度に提出）

施設来館者を対象として実施するアンケート調査の結果を分析し、分析結果に基づき、施設が来館者の意識や行動にどのような影響を与えたか効果検証を含めた内容とすること。

(2) 納入先

宮崎県国際・経済交流課 物産・海外展開担当

8 留意事項

(1) 委託業務の実施に当たっては、関係法令等のほか、KITTEN ビルが提示する利用ガイド、各種ガイドライン等のルールを遵守すること。

(2) 資材や設備・物品等の調達に当たっては、次の内容に従うこと。

① みやざきリサイクル認定製品(※)を積極的に活用すること。

※：「みやざきリサイクル製品認定制度」を参照(土木建築資材や敷料等の製品あり)

<https://eco.pref.miyazaki.lg.jp/recycle/recycle/certification/>

② 「県産材利用推進に関する基本方針」に基づき、木材を原料とした備品及び消耗品を積極的に活用すること。

(3) 本業務に係る廃棄物については、適切に処理すること。

(4) 委託業務により知り得た業務上の秘密は、契約期間に関わらず第三者に漏らしてはならない。特に、委託業務により知り得た個人情報については、委託業務以外の目的で使用し、又は第三者に漏らしてはならず、善良なる管理者の注意をもって取り扱うこと。

- (5) 受託者は、成果品に使用する全てのものについて必ず著作権等の了承を得て利用すること。第三者の著作権等の権利を侵害したときは、受託者はその一切の責任を負うこと。
- (6) 委託業務の実施に当たっては、随時、県へ連絡、報告、協議のやりとりを行う等、情報共有を密にしなければならない。

9 その他

- (1) 本業務の成果品の著作権は、県に帰属すること。また、委託契約期間終了後、県が制作物を使用するに当たり制限がある場合には、企画提案書にその旨を明記すること。
 - (2) 特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている履行方法等を使用するときは、受託者がその使用に関する一切の責任を負うこと。
 - (3) 本業務の実施にあたり、受託者は施設内での事故や損害に備え、適切な損害保険に加入すること。また、委託者から求められた場合は、加入状況を証明する書類を提示すること。
 - (4) 急激かつ偶発な外来の事故による傷害補償、機材・展示品への動産補償、施設の財物損壊補償、以上を補償する保険を付保した提案とすること。なお、補償額や補償内容は本県と協議の上、決定すること。
 - (5) 受託者の責めに帰すべき事由により施設の汚損や損傷、第三者への損害が発生した場合は、受託者が弁償、賠償を行うこと。
 - (6) 受託者は、本業務を企画・運営するに当たり、委託者と十分な調整を行うこと。
 - (7) 本業務を実施する中で、業務の追加や変更の必要が生じた場合は委託者、委託者が指定する事業者及び受託者が協議の上、仕様書等の内容を変更することができること。
 - (8) 本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合又はこの仕様書に定めのない事項については、必要に応じて、委託者と受託者が協議の上定めるものとする。
- ※ 本仕様書において定める要件については、公募時点の想定であり、契約予定事業者決定後、速やかに協議を行い、仕様書を確定させるものとする。